

直方市立直方第三中学校 いじめ防止基本方針

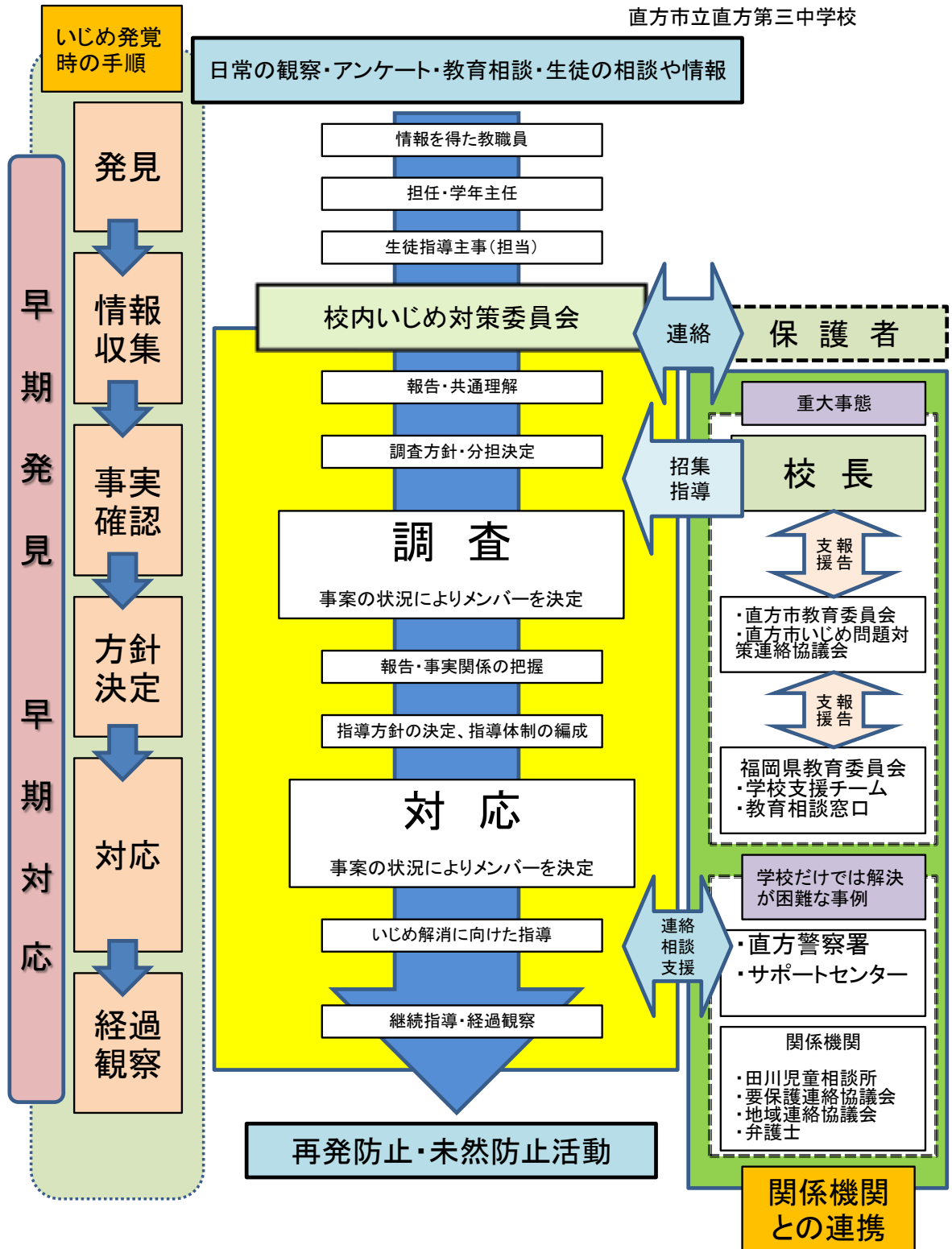
1 年間取組計画

月	いじめ対策委員会	未然防止		早期発見	
		※道徳・特活は年間指導計画に明記して実施	職員研修(会議)		
3	・次年度学校基本方針原案策定		・学校基本方針(原案)検討		
4	・今年度学校基本方針の検討・決定 (学校HP、PTA総会等で保護者等に周知) ・「学校を良くする調査①」の分析	・SCとの連携 ・全校集会(校長講話) ・携帯電話のルールについて	・基本方針の周知徹底 ・職員会議における情報交換	・「学校を良くする調査①」 ※「調査」は毎月第一週目を原則とする。	
5	・「いじめに関する調査①」の分析	・SCとの連携	・いじめ防止の研修等	・「いじめに関する調査①」	
6	・「学校を良くする調査②」の分析	・SCとの連携 ・人権学習	・職員会議における情報交換	・「学校を良くする調査②」	
7	・「学校を良くする調査③」の分析	・SCとの連携 ・全校集会(校長講話)	・1学期の総括(検証と改善策) ・職員会議における情報交換と学校自己評価の分析	・「学校を良くする調査③」 ・教育相談週間 ・保護者会	
8		・SCとの連携	・SCによる研修会		
9	・「学校を良くする調査④」の分析	・全校集会(校長講話) ・SCとの連携 ・携帯安全教室	・いじめ防止の研修等	・「学校を良くする調査④」	
10	・「いじめに関する調査②」の分析	・SCとの連携 ・人権学習	・職員会議における情報交換	・「いじめに関する調査②」	

月	いじめ対策委員会	未然防止		早期発見	
		※道徳・特活は年間指導計画に			
		明記して実施	職員研修(会議)		
11	・「学校を良くする調査⑤」の分析	・SCとの連携	・職員会議における情報交換	・「学校を良くする調査⑤」 ・教育相談週間	
12	・「いじめに関する調査③」の分析	・全校集会（校長講話） ・SCとの連携	・2学期の総括（検証と改善策） ・職員会議における情報交換と学校自己評価の分析	・「いじめに関する調査③」 ・保護者会	
1	・「学校を良くする調査⑥」の分析	・全校集会（校長講話） ・SCとの連携	・職員会議における情報交換	・「学校を良くする調査⑥」	
2	・「学校を良くする調査⑦」の分析	・SCとの連携 ・人権学習	・いじめ防止の研修含む ・職員会議における情報交換	・「学校を良くする調査⑦」 ・保護者会（3年生のみ）	
3	・「いじめに関する調査④」の分析 ・次年度学校基本方針の検討	・全校集会（校長講話） ・SCとの連携	・年度の総括（学校自己評価による検証と改善策） ・次年度の方針決定	・「いじめに関する調査④」	

2 いじめ対応マニュアル

直方市立直方第三中学校



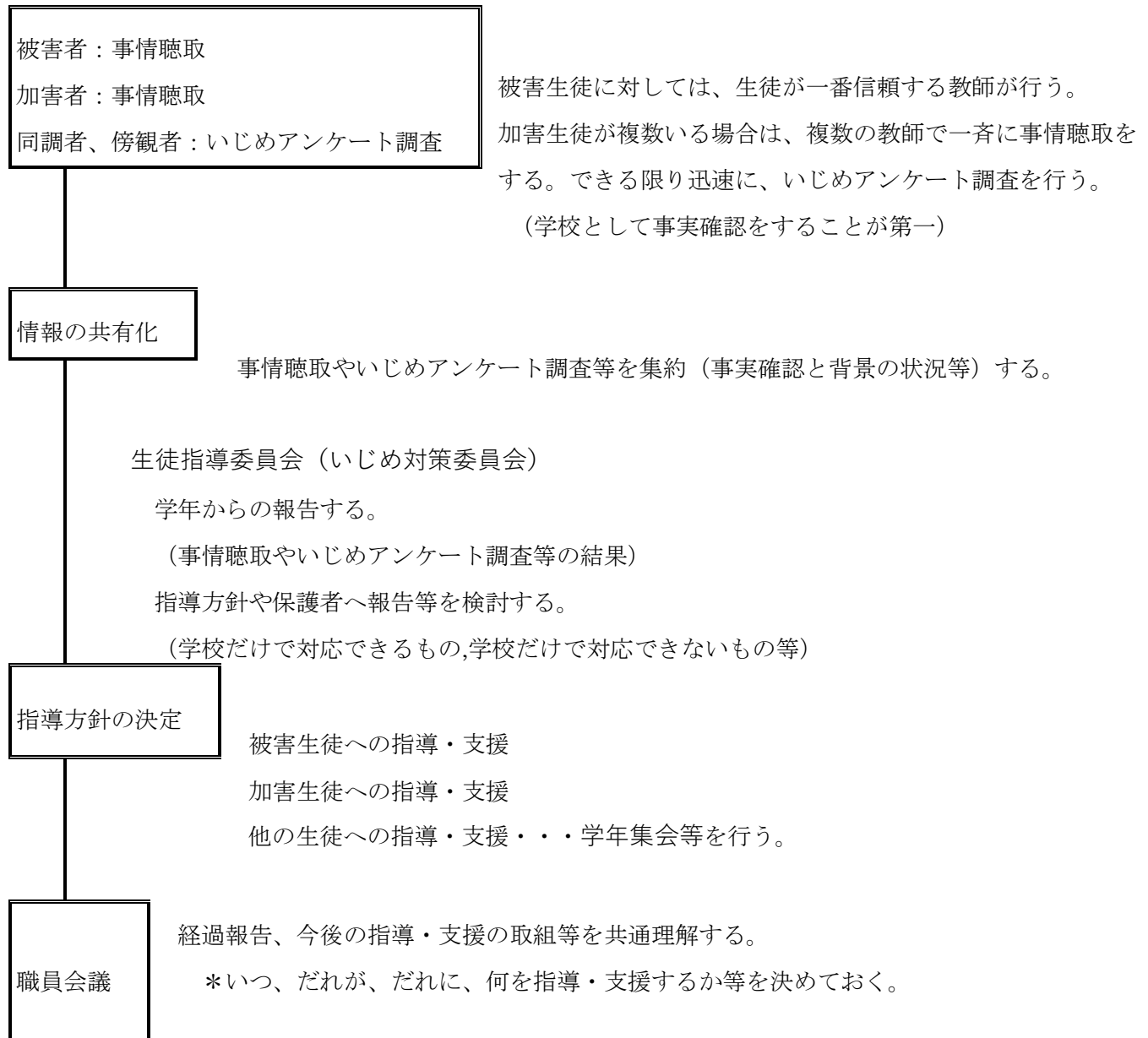
いじめとは（定義）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を与えられた行為（インターネットを通じて行われたものを含む）によって、心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめ対応の流れ



①被害者へ

被害者にとって一番信頼できる教師（人）が対応

教師（学校）は被害者の味方であることをはっきりと伝える。

被害者を守る具体的な方法を伝える。例えば休み時間に教師が教室や廊下にいる、被害者との秘密の合図をつくる、等。守ってくれる友達を具体的に伝える。

②被害者の保護者面談

被害者の保護者に対して謝罪と説明をする。
教師（学校）は必ず被害者を守るという決意を伝える。
被害者を守る具体的な方法を伝える。
見守り期間中の経過を必ず連絡する。
保護者の要望、不安に配慮する。
登校できないときの学習や出席の取扱いにする。

③加害者へ

事実の確認をする。（複数のときは個々で聞き取りをする）
謝罪の際には自分の何が悪かったのか、きちんと伝えさせる。
加害者を他のどの面で認めてやれば良いかを考える。

④加害者の保護者面談

保護者と連絡を取り合う、事実を教師の前できちんと伝えさせる。
聞き取った内容を全て伝えるが、人格を傷つけることがないように心掛ける。

3 いじめ防止等に対する基本的な考え方

（１）いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、いじめ問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。つまり、いじめ問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめ問題に対峙するために基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立した。

また、いじめから一人でも多くの子どもたちを救うために、子どもたちを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識をもつことが必要である。さらに、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

（２）学校いじめ防止基本方針

① 目的

法制定の意義や、国及び福岡県及び直方市の基本方針を参考に、学校においても、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、国及び福岡県及び直方市の方針に沿って「学校いじめ防止基本方針（以下『学校基本方針』という。）」を策定することで、いじめ問題への取組の一層の強化を図る。

② いじめの定義と理解

【いじめ防止対策推進法によるいじめの定義】

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

③ いじめ防止等に関する基本的な考え方

国の方針におけるいじめ防止等に関する基本的な考え方を踏まえ、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見と取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていく。

4 いじめ防止等の対策

（１）学校いじめ防止等の組織の設置

① 直方第三中学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

関係機関等との連携や支援、調査の実施等いじめ問題への対処を一層強化するため、福岡県及び直方市との対策組織と連携する「直方第三中学校いじめ問題対策委員会（以下『いじめ対策委員会』という。）を設置する。

＜いじめ対策委員会＞

【校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、補導教員、学年生徒指導担当、生徒支援、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー】で構成する。

＊いじめ対策委員会は月一回開催する。（第２週の金曜日、２校時）

＜生徒指導委員会＞

【校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、補導教員、学年生徒指導担当、生徒支援、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー】で構成する。

＊生徒指導委員会は毎週開催する。（毎週金曜日、２校時）

※ 必要な場合は「いじめ対策委員会」に直方市のスクールソーシャルワーカー等を加えて構成し、直方警察署や飯塚サポートセンター、弁護士と連携を図る。

② 取組状況の評価と検証

学校基本方針に基づく学校のいじめ問題への取組状況を、学校自己評価を活用して評価するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすように努める。(生徒アンケートの実施とPDCAサイクル)

③ 関係機関との連携

直方市いじめ問題対策連絡協議会、直方市いじめ問題専門委員会との連携を行う。

(2) いじめ防止のための取組

① いじめを生まない教育活動の推進

- 生徒の発達段階に応じて、生命に対する畏敬の念を培うとともに、生命尊重や思いやりの心を育てる。
- いじめ問題をはじめ、学級の諸問題を生徒の力で解決していく力を育てる。
- 生徒の連帯感や自己存在感を高めるための学校行事を推進する。
- 校長による「命の大切さ」や「いじめに関する講話」を学期はじめの全校集会で実施する。
- 生徒会による「いじめ撲滅運動」や生徒総会における「いじめ0宣言」の採択を実施する。
- 全学級で班活動を基盤とした自治的学級集団づくりに取り組み、人間関係を深めるとともに生徒一人一人の居場所づくりを行う。

② いじめの早期発見

- 日頃から些細な兆候を見逃さず、早い段階からの的確な関わりをもつなど、いじめを積極的に認知する姿勢をもって、生徒の実態把握に努める。また、心身の苦痛を感じていても訴えることができない生徒もいることを考え、個々の生徒理解に努め、適切に対応していくようにする。
- いじめの疑いがある場合やいじめを認知した場合には、いじめ対策委員会に報告を行う。
- 「学校をよくする調査」を毎月第一週目に行う。(月曜日が休日の場合は翌日に行う。)
「学校をよくする調査」には必ず「いじめ」に関する項目を挿入する。

③ いじめの早期対応

- 週一回の生徒指導委員会(金曜日の2校時)を行い、そのうち月一回は「いじめ対策委員会」とする。
- 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、関係機関との連携を図る。

④ 生徒理解と教育相談体制の整備

- 学期末には全員の生徒が担任等と相談できる、教育相談を実施する。
- スクールカウンセラーに相談し、専門的な助言をもとに教育相談を実施する。

⑤ 職員研修の充実

- 学校基本方針の共通理解をはじめ、いじめ防止等の対策に関する校内研修会を実施する。
※ 年間取組計画参照

⑥ 保護者・地域等への働きかけ

- 基本方針の具体的内容については学校ホームページに掲載するとともに、学校通信やPTA通信等で周知を図る。
- いじめに特化したリーフレットや相談窓口の紹介カードの配布など生徒への支援を継続し、啓発運動を推進する。
- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組を推進する。

5 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

(例) ・生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

- 「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたらなければならない。

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

- 重大事態が発生した場合、直ちに直方市教育委員会に事態発生について報告する。
- 直方市教育委員会の判断に基づき、調査主体となった場合、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。該当重大事態の因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明確にするように努める。
- いじめられた生徒又は保護者が望み、第28条第1項の調査に並行して知事又は直方市による調査が実施される場合、調査対象となる生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査にならないよう、並行して行われる調査主体と密接に連携して適切に役割分担等を行い、実施する。
- 調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力する。
- いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育が受けられるようにするため、いじめの加害者である生徒に対して、出席停止処分を与える場合もある。その際には、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援する。

② 調査を行うための組織

- その事案が重大事態であると判断した場合は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに校長はその調査のための組織を編成する。
- 調査の際、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え組織する。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問票や聴き取り調査を行う。この際、調査はいじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先としたものとする。

イ いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

直方市又は学校は、いじめを受けた生徒や保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、直方市の市長及び福岡県教育委員会に報告しなければならない。

説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて直方市の市長等に報告する。